四日市市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月7日

四日市市長 森 智 広

## 四日市市規則第8号

四日市市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

四日市市児童福祉法施行細則 (平成24年四日市市規則第46号) の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(費用の徴収)	(費用の徴収)
第17条 (略)	第17条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 法第22条又は法第23条の規定	3 法第22条又は法第23条の規定
により行われた助産の実施又は母子	により行われた助産の実施又は母子
保護の実施に関し、当該措置を受け	保護の実施に関し、当該措置を受け
た者又はその扶養義務者から徴収す	た者又はその扶養義務者から徴収す
る費用の額は、 <u>児童福祉法による児</u>	る費用の額は、 <u>別表</u> のとおりとす
童入所施設措置費等国庫負担金につ	る。
いて(平成11年4月30日厚生省	
発児第86号。厚生事務次官通知)	
第5徴収金基準額のとおりとする。	

## 改正後

	改正前					
	別表(第17条関係)					
	各月初日	の措置児童等の属する世帯の階層	助産施設	母子生活支援施		
区分				<u>設</u>		
	階層区	定義	徴収金基準額	徴収金基準額		
	<u>分</u>		_(月額)_	_(月額)_		

<u>A</u>	生活保護法	(昭和25年法律第1	0円	0円
	44号)による被保護世帯(単給			
		。)及び中国残留邦人		
		帰国の促進並びに永住		
	帰国した中国残留邦人等及び特定			
	配偶者の自立の支援に関する法律			
	(平成6年法律第30号)による			
	支援給付受	給世帯 <u></u>		
<u>B</u>	A 階層を除	き当該年度分の市町村	2, 200	1, 100
	民税非課税	世帯_		
<u>C 1</u>	A 階層及び	均等割の額のみ(所	4, 500	2, 200
	D階層を除	得割のない世帯)		
<u>C 2</u>	き当該年	所得割の額がある世	6,600	3, 300
	度分の市	<u>帯</u>		
	町村民税			
	の課税世			
	帯であっ			
	て、その			
	市町村民			
	税の額の			
	区分が次			
	の区分に			
	該当する			
	<u>世帯</u>			
<u>D 1</u>	A 階層及び	15,000円以下	9,000	4, 500
<u>D 2</u>	B 階層を除	15,001円~4	<u>13,500</u>	6,700
	き前年分	0,000円		
<u>D 3</u>	の所得税	40,001円~7	18,700	9, 300
	課税世帯	0,000円		
<u>D 4</u>	であっ	70,001円~1	29,000	14,500
	て、その	83,000円		

<u>D 5</u>	所得税の	183,001円~	その月のその	20,600
	額の区分	403,000円	措置児童等に	
	が次の区		係る措置費等	
	分に該当		の支弁額(全	
	<u>する世帯</u>		額徴収。ただ	
			し、その額が	
			41,200	
			円を超えると	
			<u>きは41,2</u>	
			00円とす	
			<u>る。)</u>	
<u>D 6</u>		403,001円~	その月のその	その月のその措
		703,000円	措置児童等に	置児童等に係る
			係る措置費等	措置費等の支弁
			の支弁額(全	額(全額徴収。
			額徴収。ただ	ただし、その額
			し、その額が	<u>が27,100</u>
			54,200	円を超えるとき
			円を超えると	<u>は27,100</u>
			<u>きは54,2</u>	<u>円とする。)</u>
			00円とす	
			<u>る。)</u>	
<u>D 7</u>		703,001円~	その月のその	その月のその措
		1, 078, 000	措置児童等に	置児童等に係る
		<u>円</u>	係る措置費等	措置費等の支弁
			の支弁額(全	額(全額徴収。
			額徴収。ただ	ただし、その額
			し、その額が	<u>½ 3 4 , 3 0 0</u>
			68,700	
				は34,300
			<u>きは68,7</u>	<u>円とする。)</u>

		00円とす	
		<u>る。)</u>	
<u>D 8</u>	1, 078, 001	その月のその	その月のその措
	円~1,632,0	措置児童等に	置児童等に係る
	00円	係る措置費等	措置費等の支弁
		の支弁額(全	額(全額徴収。
		額徴収。ただ	ただし、その額
		し、その額が	<u> </u>
		85,000	円を超えるとき
		円を超えると	は42,500
		きは85,0	円とする。)
		00円とす	
		<u>る。)</u>	
<u>D 9</u>	1,632,001	その月のその	その月のその措
	円~2,303,0	措置児童等に	置児童等に係る
	00円	係る措置費等	措置費等の支弁
		の支弁額(全	額(全額徴収。
		額徴収。ただ	ただし、その額
		し、その額が	<u>が51,400</u>
		102,90	円を超えるとき
		0 円を超える	は51,400
		ときは10	円とする。)
		2,900円	
		<u>とする。)</u>	
<u>D 1 O</u>	2, 303, 001		その月のその措
	$   $ $   $ $   $ $   $ $   $ $   $ $  $	措置児童等に	
	00円	係る措置費等	措置費等の支弁
		の支弁額(全	
		額徴収。ただ	
			<u>が 6 1 , 2 0 0</u>
		1 2 2 , 5 0	円を超えるとき

		0 円を超える	<u>は61,200</u>
		ときは12	
		2,500円	
		とする。)	
D 1 1	3, 117, 001		その月のその措
	$\square$	措置児童等に	置児童等に係る
	00円	係る措置費等	措置費等の支弁
		の支弁額(全	額(全額徴収。
		額徴収。ただ	ただし、その額
		し、その額が	が71,900
		143,80	円を超えるとき
		0 円を超える	は71,900
		ときは14	<u>円とする。)</u>
		3,800円	
		<u>とする。)</u>	
<u>D 1 2</u>	4, 173, 001	その月のその	その月のその措
	$ \underline{\mathbb{H}} \sim 5, 334, 0 $	措置児童等に	置児童等に係る
	00円	係る措置費等	措置費等の支弁
		の支弁額(全	額(全額徴収。
		額徴収。ただ	ただし、その額
		し、その額が	<u> </u>
		166,60	円を超えるとき
		0 円を超える	は83,300
		ときは16	円とする。)_
		6,600円	
		<u>とする。)</u>	
<u>D 1 3</u>	5, 334, 001	その月のその	その月のその措
		措置児童等に	置児童等に係る
	00円	係る措置費等	措置費等の支弁
		の支弁額(全	額(全額徴収。
		額徴収。ただ	ただし、その額

		し、その額が	<u>ji 95,600</u>
		191,20	円を超えるとき
		0 円を超える	は95,600
		ときは19	円とする)
		1,200円	
		<u>とする。)</u>	
<u>D 1 4</u>	6,674,001	全額徴収	全額徴収
	<u>円以上</u>		
tti. In		t total and a second	to I shall the

## 備考

1 この表の C1 階層における「均等割の額」とは、地方税法(昭和 25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割 の額をいい、C2 階層における「所得割の額」とは、同項第2号に 規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条 の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項 及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。)の額 をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合 には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額 を所得割の額又は均等割の額とする。

- 2 この表の D1~D14階層における「所得税の額」とは、所得税法 (昭和40年法律第33号)、租税特別措置法 (昭和32年法律第26号)、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律 (昭和22年法律第175号)及び平成23年7月15日雇児発0715号第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。
  - (1) 所得税法第78条第1項(同条第2項第1号、第2号(地 方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。)、 第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄付金 に限る。)に規定する寄付金に限る。)、第92条第1項、第95

条第1項、第2項及び第3項

- (2)租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第25項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律 第23号)附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律(平 成25年法律第5号)附則第59条第1項及び第60条第1項並 びに所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15 号)附則第76条第1項、第77条第1項及び第2項、第80 条、第81条並びに第82条第1項
- 3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、 情緒障害児短期治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及 び里親をいう。
- 4 児童の属する世帯の階層が B 階層と設定された世帯であっても、 次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階 層の徴収金基準額は、0円とする。
  - (1) 「単身世帯」…扶養義務者のいない世帯
  - (2) 「母子世帯」…母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39 年法律第129号)第17条及び第31条の7に規定する配偶者 のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯
  - (3) 「在宅障害児(者)(社会福祉施設に措置された児童(者)、児童福祉法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法という」)(平成17年法律第123号)第6条の自立支援給付の受給者(障害者総合支援法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項のサービスに限る。)又は障害者総合支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。)のいる世帯」…次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。
    - ア 身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第15条に 定める身体障害者手帳の交付を受けた者

- イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者
- ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- 工 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律 第123号) 第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付 を受けた者
- (4) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法に 定める要保護者等特に困窮していると法第56条の規定による都 道府県又は市町村の長が認めた世帯
- 5 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、 その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等について は、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児 童等の基準額とする。

ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、法第21条の 5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を 支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額に ついては、「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設に係 る徴収金基準額×0.1×(当該世帯における施設入所児童の人数 -1)」を当該世帯に係る上限(当該世帯における施設入所児童の うち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童 自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部の徴収金基準 額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の 合算額を当該世帯の上限額とする。なお、法第21条の5の2の障 害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されて いる児童等に係る徴収金基準額は、「障害児施設措置費(給付費 等)国庫負担金について(平成19年12月18日厚生労働省発障 第1218002号厚生労働事務次官通知)」)等の徴収金基準額と する。)とし、その額がその月の利用者負担額(法第24条の7に 規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第

- 21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は第24条2 0に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の 上限額(実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合 は当該支払った額とする。)をいう。以下同じ。)を上回る場合は、 その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る 徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額 を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。
- 6 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は児童心理治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は 0円とする。
- 7 助産施設における助産の実施については次のとおりである。
  - (1) 児童福祉法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。
    - ア その妊産婦の属する世帯の階層区分が D 階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときは D 階層のうち所得税の額が8,400円までの場合であっても差し支えない。
    - イ その妊産婦の属する世帯の階層区分が A 階層及び B 階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額(医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払いに関する費用の支出に備えるための保険契約(出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約)が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。)が、404,000円以上であるとき。
  - (2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時

金の額に B 階層にあっては20%、C 階層にあっては30%、D 階層のうち所得税の額が8,400円までの場合にあっては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。

なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した 日までの期間に係る基準額とみなす。

## 附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の四日市市児童福祉法施行細則第17条第3項の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(こども未来部こども保健福祉課)